

【 電 子 文 書 】
中国自一第92号
令和2年7月17日

公益社団法人広島県バス協会 会長 殿

中国運輸局長
(公 印 省 略)

令和2年7月豪雨による被害に対応したバス輸送の確保等について

標記について、別添のとおり令和2年7月13日付け国自旅第136号で自動車局長から通知があったので、了知されるとともに遺漏のないよう取り扱い願いたい。



国自旅第136号
令和2年7月13日

中国運輸局長 殿

自動車局長
(公印省略)

令和2年7月豪雨による被害に対応したバス輸送の確保等について

大規模災害時等におけるバス輸送の確保等については、平成17年3月29日付け国自総第542号・国自旅第305号(別添参照。以下「大規模災害時通達」という。)により通達しているところであるが、今般、令和2年7月豪雨による大規模な被害が発生したことから、関係する乗合バス事業者に直ちに再周知するとともに、住民等の交通手段確保のため、各地域の実情や道路運送法第17条及び大規模災害時通達の趣旨を踏まえ、各必要なバス輸送の迅速な確保に努められたい。

また、乗合バスの迂回系統の設定を行う場合を含め、インターネットホームページを通じた運行情報(運行・運休情報、運休の場合の運行再開の見通し等)のきめ細やかな提供など、利用者向けの広報を積極的に行うよう、関係するバス事業者を指導されたい。

なお、今後、被災地域における貸切バス等による鉄道の代替輸送等への応援要請がなされる可能性もあることから、必要に応じ、関係する都道府県バス協会や貸切バス事業者等に対して協力要請を行われたい。

<参照条文>

○道路運送法(昭和二十六年六月一日法律第百八十三号) (抜粋)

(天災等の場合における他の路線による事業の経営)

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において事業用自動車を運行することができなくなつたときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該路線において事業用自動車の運行を再開することができることとなるまでの間、当該路線に係る輸送需要をできる限り満たすため必要な限度において、当該路線と異なる路線により事業を営むことができる。この場合において合理的に必要となる事業計画及び運行計画の変更については、第十五条第一項、第三項及び第四項、第十五条の二第一項並びに第十五条の三第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(事業計画の変更)

第十五条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第三項、第四項及び次条第一項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六ヶ月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2～6 (略)

(運行計画)

第十五条の三 (略)

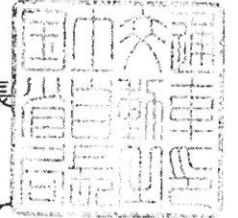
2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画の変更（次項に規定するものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

国自旅第136号の2
令和2年7月13日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

自動車局長



令和2年7月豪雨による被害に対応したバス輸送の確保等について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、参加会員に対し周知
徹底を図られたい。

特に、鉄道の復旧が長期間を要することも想定されることから、被災地域とそ
れ以外の地域の輸送力確保の必要性に鑑み、各会員事業者に対し、増便や迂回運
行等により積極的に対応するよう十分に周知されたい。

国自総第542号
国自旅第305号
平成17年3月29日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

大規模災害時におけるバス輸送の確保等について

大規模災害時における当該地域内及び当該地域との他の都市との間の交通手段の確保は、一刻も早い被災地の復旧・復興支援にとって重要である。とりわけ、バスはその機動性を活かし、こうした交通手段の確保の上で極めて有用な交通機関である。昨年10月23日に発生した新潟県中越地震においても、道路や鉄道が寸断され、新潟首都圏等を結ぶ交通機関が途絶した際にも、北陸信越運輸局の迅速かつ適切な判断により、いち早く高速バスの迂回システムを設定し、また、鉄道の代替輸送として被災地と首都圏を結ぶ交通ルートを確認し、バスへの信頼性を高めたことは記憶に新しいところである。

このため、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、大規模災害時において、住民等の交通手段確保のため、地方公共団体やバス事業者等から乗合バスの迂回システムの設定について要請があった場合には、道路運送法第17条の趣旨に則り、必要に応じて事業計画の変更や運行計画の届出等の諸手続を省略し、当該迂回運行が迅速に行えるよう措置されたい。

また、鉄道の代替輸送として貸切バスによる運行を緊急に実施する必要がある場合であって、当該地域の貸切バス事業者の輸送力のみではこれらの需要に十分対応できないときには、近隣他県等の貸切バス事業者の輸送力を迅速に投入することにより当該代替輸送の的確な実施を図ることとし、関連する道路運送法上の諸手続については、事後補正等の手続きを積極的に活用する等、柔軟に取扱うこととされたい。

なお、これらの運行に関しては、積極的な広報に努めるほか、迂回運行等については緊急的な措置として実施するものであるため、輸送の安全の確保の観点から、下記事項について特に留意するよう関係事業者を指導されたい。

記

- (1) 運行前に非常時における対応マニュアルを徹底させること
- (2) 迂回経路の道路状況を的確に把握するため、インターネット、テレビ、道路交通情報センター等からの情報収集に努めること
- (3) 得られた情報を基に的確な運行指示を運転者に与え、乗客の安全を最優先にした措置を取ること
- (4) 緊急時に備え、運行管理者と乗務員が密接かつ速やかに連絡できる体制を整えておくこと
- (5) 状況の変化について、地方運輸局等と密に連絡を取ること